

鶴見川クリーンセンター財産処分について

1 目的

「町田市5ヵ年計画17-21」のホームタウンチームとの連携の推進、「スポーツ推進計画19-28」の「する」「みる」スポーツ環境の充実に基づき、鶴見川クリーンセンターの未利用地を利用したスポーツ事業の推進を支援するため、文化スポーツ振興部に対して用地の一部を貸付けるものです。

2 貸付条件

- ・下水道事業に支障がないこと
- ・市の施策であること
- ・周辺住民の理解を得ること
- ・財産処分の国及び東京都の承認が得られること

3 貸付場所：町田市三輪緑山一丁目1番内

4 貸付面積：42,044.52㎡

5 貸付期間：整備着手から 2025年3月31日まで

6 貸付金額：年間 2,846,713円（積算基準による維持管理費相当額）

7 経緯

- ① 文化スポーツ振興部から、鶴見川クリーンセンターの未利用地について、スポーツ事業推進のため提供の依頼（2019年4月11日）
- ② 国及び東京都と事前協議
- ③ 町田市公共施設等マネジメント委員会専門部会 第1回土地活用検討部会
『スポーツ活用に伴う下水道部から文化スポーツ振興部への「鶴見川クリーンセンター用地」の一部貸付けについて』（2019年12月18日）
結果：下水道部から文化スポーツ振興部には、国、都との協議の中で決定した金額で貸付けること
- ④ 国及び東京都と本協議
- ⑤ 財産処分承認申請書提出（2020年1月30日）
- ⑥ 財産処分承認通知書受理（2020年2月13日）

～ 位置図 ～

